

新規	昭和45年3月25日 岐阜県告示第231号
変更	昭和51年3月31日 岐阜県告示第221号
変更	昭和60年8月30日 岐阜県告示第612号
変更	平成17年5月31日 岐阜県告示第483号
変更	平成22年12月10日 岐阜県告示第598号
変更	平成28年8月2日 岐阜県告示第431号
変更	令和3年8月10日 岐阜県告示第354号

農業振興地域整備基本方針

岐 阜 県

目 次

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	2
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方	2
2	諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	2
3	農業上の土地利用の基本的方向	4
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	6
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業地帯別の構想	10
3	広域整備の構想	12
第4	農用地等の保全に関する事項	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等の保全のための事業	13
3	農用地等の保全のための活動	13
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	15
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	15
2	農業地帯別の構想	15
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	18
1	重点作物別の構想	18
2	農業地帯別の構想	19
3	広域整備の構想	23
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	24
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	24
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	24
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	24
第8	農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	25
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	25
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	25
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	26
1	生活環境施設の整備の必要性	26
2	生活環境施設の整備の構想	26

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

岐阜県では「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～を基本理念に掲げ、『清流の国ぎふ』創生総合戦略（平成31年3月策定）で示した政策の方向に沿って、「ぎふ農業・農村を支える人材育成」、「安心で身近な「ぎふの食」づくり」、「ぎふ農畜水産物のブランド展開」、「地域資源を活かした農村づくり」を基本方針に、各種施策を展開している。

令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域にある農地。以下同じ。））の面積の目標については、国の定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「新たな基本指針」という。）に定める令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標を達成するために、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地などの優良な農地の面積の着実な確保を目指して設定する。

具体的な確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標については、新たな基本指針における「都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準」を基に設定することとし、これまで（平成27年から令和元年までの5年間）のすう勢が今後も継続した場合における令和12年までの農用地区域内農地の減少面積を約1,534ヘクタール、施策効果として令和12年までの集団的に存在する農地の農用地区域への編入促進等の面積を約795ヘクタール、令和12年までの荒廃農地の発生防止面積を約139ヘクタール、令和12年までの荒廃農地の解消面積を約421ヘクタールと見込むとともに、その他県において独自に考慮すべき事由として約190ヘクタールの減少を見込み、令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標については、現状（令和元年43,797ヘクタール）よりも約369ヘクタール減の約43,428ヘクタールを目標として設定することとする。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

(1) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた話合いの促進、農地中間管理事業を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の解消利用活動への支援等により、荒廃農地の発生を防止するとともにその解消・有効利用を進めることにより農地の保全・有効利用に努める。

(2) 農業生産基盤の整備

効率的な農業生産と農地の高度利用を図り、効率的かつ安定的な経営体への農地の集積・集約化及び集落営農を推進するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持・回復、農道の整備等生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められる

ものについては、当該土地を積極的に農用地域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

農用地域内農地は、今後も農地としての利用を図る土地であり、非農業的土地需要は、農用地域外で対応すべきである。しかし、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地域からの農地の除外を行う場合には、農用地域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、法第12条の2の規定に基づき、おおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果により行うものとする。

なお、国又は地方公共団体が農用地域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、法第8条第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）の変更が必要となる場合にあっては、市町村は、法第16条に規定するその責務にかんがみ、農用地利用計画を尊重し、農用地域内における土地の農業上の利用が確保され、法第13条第2項に規定する農用地域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

また、国又は県等が設置する学校、病院、庁舎等については、農地転用許可権者である県等との法定協議を通じて、集団的な優良農地の無秩序な廃を防止していくよう、農地転用許可制度を適切に運用する。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、デジタル化等の手段により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 交換分合制度の活用

農用地域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、交換分合制度を活用することで優良農地の確保に努める。

(6) 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、関係部局間の連絡体制を整備し、地域の振興に関する計画との調和、調整を図ることとする。このため、県においては、農業委員会ネットワーク機構、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会等農業団体をはじめ、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者から、市町村においては、農業団体、土地改良区、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体、自治会及び集落代表者等から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、わが国のほぼ中央にある海を持たない内陸県であり、中部地方の西南部に位置し、東は長野県、西は石川、福井、滋賀県、南は愛知、三重県、北は富山県に接している。

海拔0mの美濃平坦地から3,000mを超える飛騨山間地までの大きな標高差が岐阜県の気候を特徴付けており、県都岐阜市を中心とする美濃地域は、四季の変化に富んだ年平均気温15.8℃（岐阜市）の温暖な地域である一方、高山盆地を中心とする飛騨地域は、年平均気温11.0℃（高山市）と寒冷で内陸性気候の特徴を有している。

交通は、古くからわが国の基幹交通の要衝の地とされており、県南部には東西につなぐ東海道新幹線、名神高速道路、中央自動車道、県の中央には、南北につなぐ東海北陸自動車道、国道156号、JR高山線、国道41号、弧を描くように東海環状自動車道、県北部には、中部縦貫自動車道によって、県内交通の骨格をなしている。また、今後、リニア中央新幹線の整備が進められていく。

また、本県の平坦地域においては、中京圏に位置する岐阜市及びその周辺地域において都市化が進んでいる。この傾向は、地域的な広がりを見せて、西濃、中濃及び東濃地域の平坦地及び飛騨地域の高山市中心部等、都市部への人的移動が多くなると予想される。こうした地域では、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を進め、農地の無秩序な開発を抑制する。

一方で、中山間地域においては、食料の安定供給及び農業生産活動が行われることにより生ずる多面的な機能の発揮のために他用途用地の需要との調整を行いつつ、農業生産の基盤となる農用地等の確保と有効利用を図る。

(1) 岐阜農業地帯

本地帯は、県庁所在地の岐阜市を中心に、南部は長良川、揖斐川、木曾川の下流域に形成された平坦・肥沃な沖積平野が広がり、北部は両白山地に連なる山間地となっている。

農業地域類型は、南部は都市的地域に、北部は山間農業地域に位置付けられる。

今後は、農産物の需要動向に即しつつ、農業上の土地利用と他の土地利用との調和を図り、岐阜市、各務原市等都市的地域では、消費地に近いという地の利を活かし、野菜、果樹、花きなどを中心とした園芸作物の生産を推進する。

羽島市、瑞穂市、本巣市、山県市等の都市近郊地域では、農地の利用集積を進め、水稻、麦、大豆等の土地利用型農業を展開していくとともに、本巣市及び瑞穂市では、かき、なしを中心とした果樹及びサボテン、バラ等の花きの生産振興を図る。

また、畜産では、河川敷草地や水田を活用した自給飼料生産や、耕種農家との連携による堆肥の有効利用を促進する等、地域の環境と調和した生産振興を図る。

(2) 西濃農業地帯

本地帯は、大垣市を中心に、南東部は揖斐川と長良川が平行して流れ、平坦・肥沃な沖積平野が広がっており、北西部は伊吹・越美両山地に囲まれた山間地となっている。

農業地域類型としては、南部は都市的地域、平地農業地域及び中間農業地域に、北部は山間農業地域に位置付けられる。

今後は、農産物の需要の動向に即しつつ、農業上の土地利用と他の土地利用との調和を図り、南部の穀倉地帯では、整備された大区画ほ場、汎用化水田のもとで高性能機械等の導入により稲作中心の土地利用型農業を展開する。

また、温暖な気候を利用してトマト、きゅうり、いちご等の野菜、かき、なし等の果樹、バラ等の花きの生産振興を図るとともに、北部の中山間地域では、夏期の冷涼な気候条件を活かし、沢あざみ等の特産野菜や茶の生産振興を図る。

また、畜産では、河川敷草地や水田を活用した自給飼料生産や、耕種農家との連携による堆肥の有効利用を促進する等、地域の環境と調和した生産振興を図る。

(3) 中濃農業地帯

本地帯は、南部は木曾川、長良川の下流域に形成された平坦・肥沃な沖積平野が広がっており、比較的平坦な丘陵地、台地などから形成され、北部及び東部は、それぞれ白山山系並びに裏木曾山系に連なる山間地となっている。

農業地域類型としては、南部は主に都市的地域に、北部及び東部は中間農業地域及び山間農業地域に位置付けられる。

今後は、農産物の需要の動向に即しつつ、農業上の土地利用と他の土地利用との調和を図り、南部の平坦地域においては、稲作を中心に野菜・果樹・花きの生産振興を図る。東部の飛騨川に沿った山麓傾斜地では茶を、中山間地域では肉用牛の生産振興を図る。北部の中山間地域では、夏期の冷涼な気候条件を活かした、夏秋トマト、夏だいこん、夏いちご等の生産振興を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用のため山菜等の作付けを推進する。

また、畜産では、耕種農家との連携による堆肥の有効利用を促進する等、地域の環境との調和を図るとともに、公共牧場の活用により、土地基盤に立脚した経営体の育成を図る。

(4) 東濃農業地帯

本地帯は、木曾川及びその支流の土岐川、矢作川等の河川、盆地、台地、山間丘陵地により構成されている。

農業地域類型としては、西部は都市的地域に、その他は、中間農業地域に位置付けられる。

今後は、農産物の需要の動向に即しつつ、農業上の土地利用と他の土地利用との調和を図り、平坦地域では水稻の生産振興や地元消費者と連携した地産地消を図るとともに、中山間地域では夏秋トマト、夏秋なすを中心とした野菜等の生産を推進し、丘陵地においてはシクラメン等の花き、くり等の果樹、茶の生産振興を図る。

また、畜産では、耕種農家との連携による堆肥の有効利用を促進する等、地域の環境との調和を図るとともに、公共牧場の活用により、土地基盤に立脚した経営体の育成を図る。

(5) 飛騨農業地帯

本地帯は、日本アルプスを中心とする飛騨山脈と白山山系に囲まれた、いわゆる中央高地上で太平洋と日本海の間での最も標高の高いところにある。また、飛騨高山、下呂温泉、世界遺産白川郷合掌造り集落

といった世界に誇る観光地を有している。

農業地域類型としては、中間農業地域及び山間農業地域に位置付けられる。

今後は、農産物の需要の動向に即しつつ、農業上の土地利用と他の土地利用との調和を図りながら、水稲をはじめ夏期の冷涼な気象条件を活かした夏秋トマト、ほうれんそう等の野菜、もも、りんご等の果樹、キク、トルコギキョウ等の花きの生産振興を図る。また、畜産では、耕種農家との連携による堆肥の有効利用を促進する等地域の環境との調和を図るとともに、公共牧場の活用により、土地基盤に立脚した経営体の育成を図る。

また、観光産業と連携した野菜・花き・加工農産物等多彩な農業生産の取組を推進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域（指定予定地域）の位置及び規模に関する事項

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
岐阜	岐阜地域 (岐阜市)	岐阜市のうち都市計画法による市街化区域（以下「市街化区域」という。）及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	ha 総面積 3,999 (農用地面積 2,241)	
	羽島地域 (羽島市)	羽島市のうち市街化区域を除く区域の一部	総面積 3,660 (農用地面積 1,608)	
	各務原地域 (各務原市)	各務原市のうち市街化区域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 2,963 (農用地面積 1,191)	
	北方地域 (北方町)	北方町のうち市街化区域を除く区域の一部	総面積 71 (農用地面積 38)	
	瑞穂地域 (瑞穂市)	瑞穂市のうち市街化区域を除く区域の一部	総面積 1,014 (農用地面積 518)	
	本巣地域 (本巣市)	本巣市のうち都市計画法による用途地域（以下「用途地域」という。）及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 5,637 (農用地面積 2,000)	
	山県地域 (山県市)	山県市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,358 (農用地面積 1,259)	
	7地域 7市町		総面積 20,702 (農用地面積 8,855)	

西濃	大垣地域 (大垣市)	大垣市のうち市街化区域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 6,153 (農用地面積 2,818)	
	海津地域 (海津市)	海津市のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 8,117 (農用地面積 4,314)	
	養老地域 (養老町)	養老町のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 5,156 (農用地面積 2,724)	
	垂井地域 (垂井町)	垂井町のうち市街化区域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 1,507 (農用地面積 913)	
	関ヶ原地域 (関ヶ原町)	関ヶ原町のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 764 (農用地面積 247)	
	神戸地域 (神戸町)	神戸町のうち市街化区域を除く区域の一部	総面積 1,491 (農用地面積 758)	
	輪之内地域 (輪之内町)	輪之内町の一部	総面積 2,233 (農用地面積 1,122)	
	安八地域 (安八町)	安八町のうち市街化区域を除く区域	総面積 1,481 (農用地面積 674)	
	揖斐川地域 (揖斐川町)	揖斐川町のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 5,525 (農用地面積 1,786)	
	大野地域 (大野町)	大野町のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 2,815 (農用地面積 1,259)	
	池田地域 (池田町)	池田町のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 2,263 (農用地面積 961)	
	11地域 11市町	総面積 37,505 (農用地面積 17,576)		
中濃	美濃加茂地域 (美濃加茂市)	美濃加茂市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 3,493 (農用地面積 1,448)	

可児地域 (可児市)	可児市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 2,372 (農用地面積 904)	
坂祝地域 (坂祝町)	坂祝町のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 545 (農用地面積 293)	
富加地域 (富加町)	富加町のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 796 (農用地面積 441)	
川辺地域 (川辺町)	川辺町のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 1,052 (農用地面積 356)	
七宗地域 (七宗町)	七宗町のうち飛騨木曾川国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,147 (農用地面積 200)	
八百津地域 (八百津町)	八百津町のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,591 (農用地面積 836)	
白川地域 (白川町)	白川町のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,906 (農用地面積 850)	
東白川地域 (東白川村)	東白川村のうち農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,316 (農用地面積 376)	
御嵩地域 (御嵩町)	御嵩町のうち用途地域、飛騨木曾川国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 1,282 (農用地面積 442)	
関地域 (関市)	関市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 7,819 (農用地面積 2,415)	
美濃地域 (美濃市)	美濃市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 1,417 (農用地面積 536)	
郡上地域 (郡上市)	郡上市のうち用途地域、白山国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 13,051 (農用地面積 3,634)	

	13地域 13市町村		総面積 39,787 (農用地面積 12,731)	
東濃	多治見地域 (多治見市)	多治見市のうち市街化区域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 310 (農用地面積 144)	
	瑞浪地域 (瑞浪市)	瑞浪市のうち用途地域、飛騨木曾川国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 3,146 (農用地面積 915)	
	土岐地域 (土岐市)	土岐市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 504 (農用地面積 261)	
	中津川地域 (中津川市)	中津川市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 14,880 (農用地面積 4,685)	
	恵那地域 (恵那市)	恵那市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 10,458 (農用地面積 3,814)	
	5地域 5市		総面積 29,298 (農用地面積 9,819)	
飛騨	高山地域 (高山市)	高山市のうち用途地域、中部山岳国立公園及び白山国立公園の特別保護地区並びに農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 19,548 (農用地面積 6,495)	
	飛騨地域 (飛騨市)	飛騨市のうち用途地域、中部山岳国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域	総面積 6,107 (農用地面積 1,776)	
	白川地域 (白川村)	白川村のうち白山国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 952 (農用地面積 147)	
	下呂地域 (下呂市)	下呂市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部	総面積 5,876 (農用地面積 1,492)	
	4地域 4市村		総面積 32,483 (農用地面積 9,910)	

県計	40地域 40市町村	総面積 159,775 (農用地面積 58,891)	
----	---------------	-------------------------------	--

※ 市町村名は、令和3年4月1日現在で標記

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地中間管理機構との連携を図りつつ、スマート農業機器等を導入し、省力化による高生産性農業を推進するとともに、農地の高度利用のために、農村環境や景観・自然生態系との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持回復・長寿命化、農道等の整備、農業生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地を整備する。

2 農業地帯別の構想

(1) 岐阜農業地帯

水田のほ場整備は、その整備率（農業振興地域内における農地のうち、標準区画20a以上かつ用排水分離がなされたほ場の整備の率をいう。以下同じ。）が46.2%で、県内平均よりも低い水準にある。特に、本地帯南部地域において、ほ場1区画が小さく、水路が用排水兼用となっており、低コスト農業の展開、麦・大豆の生産拡大に支障を来している。このため、これら未整備地区の整備を推進するとともに、既整備地域の再編・整備、基幹的な農業用水路の計画的な更新整備や予防保全対策による長寿命化、平坦地域における排水施設の整備等を推進する。

さらに、農地及び農業用施設の災害を防止するため、排水機の更新及びため池の改修等を進め、良好な農業生産基盤の整備対策を推進する。

(2) 西濃農業地帯

水田のほ場整備は、その整備率が69.9%であり、特に本地帯の南部地域を中心として大区画ほ場整備及び排水対策が行われ、水稻、麦、大豆、加工業務用野菜を組み合わせた大規模な土地利用型農業が展開されている。

しかし、平坦地域においても、区画狭小、用排兼用水路で麦・大豆の生産安定、低コスト農業の展開に支障を来しているところがあるため、これら地域において整備を進め、生産性の高い農業生産基盤の確立を図る。

中山間地域においては、多様な担い手や営農形態、地形条件に応じたきめ細やかな農業生産基盤の整備を図る。

西濃用水をはじめとする基幹的な農業用水路の多くが更新時期を迎えるため、計画的な更新整備や予防保全対策による長寿命化を図る。

また、農地及び農業用施設の災害を防止するため、排水機の更新及びため池の改修等を進め、良好な農業生産基盤の整備を推進する。

(3) 中濃農業地帯

水田のほ場整備は、その整備率が86.4%であり、県内の農業地帯の中で最も高い整備率を誇っている。

平坦地域においては、農業生産基盤の整備がほぼ完了したが、今後は、その整備された農業生産基盤を保全していくために、造成施設の維持管理を適切に実施していくことが必要であり、曾代用水をはじめとする基幹的農業用水路で予防保全対策による長寿命化を推進する。一方、中山間地域の農地は、山麓で傾斜度が大きく、区画狭小、用排水路及び農道の未整備により、生産性が低いことから、中山間地域総合整備事業による農業用排水施設や農道の整備を実施することにより、生産力の向上を図り、茶、花き、高冷地野菜などの地域特産物への作付け転換が容易になるよう、その整備を推進する。

また、農地の流動化と高度利用を図り、農地の保全と有効利用を図る。

農道の整備については、本地帯の北部・東部の中山間地域において農業機械や農産物輸送の合理化のため広域農道をはじめとする農道の整備を引き続き推進する。

また、農地及び農業用施設の災害を防止するため、ため池の改修等を推進する。

本地帯における重点作目である酪農及び肉用牛の生産振興を図るため、草地整備を推進するとともに、開発可能な山林原野について採草放牧地の造成を推進する。

(4) 東濃農業地帯

水田のほ場整備は、その整備率が56.6%である。本地帯は地形の制約からほ場の大区画化が難しく、大規模な土地利用農業の展開が困難であるが、限られた区画のなかで、基盤整備を実施し、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の集積・集約化を推進する必要がある。

中山間地域においては、中山間地域総合整備事業を中心に農業用排水施設や農道の整備を実施することにより、農業生産基盤の整備を着実に進め、生産規模の拡大と効率化を推進する。

水利関係については、基幹的農業用水路の予防保全対策による長寿命化を推進するとともに、農地及び農業用施設の災害を防止するため、特にため池等の改修を計画的に推進する。

また、本地帯における重点作目である酪農及び肉用牛の生産振興を図るため、開発可能な山林原野について採草放牧地の造成を推進するとともに、恵那市に設置されている東濃牧場の機能を充実し、採草放牧地の整備を推進する。

(5) 飛騨農業地帯

水田のほ場整備は、その整備率が36.0%で、県内では最も低い整備率となっているが、一方高冷地野菜や果樹など地域特産の農業生産が盛んであり、高冷地野菜等を中心とした産地が形成されている。

生産と経営の効率化、生産強化のため既存の生産基盤の有効活用、高度利用、担い手への農地の集積・集約化の推進に資する農業生産基盤の整備、基幹的農業用水路の計画的な更新整備や予防保全対策による長寿命化、農産物輸送の合理化のための広域農道の整備、農地及び農業用施設の災害を防止するためのため池等の整備などを推進する。

中山間地域の農地は、傾斜度が大きく未整備な農地が多いため荒廃農地の増加等が問題となっている。

農業・農村を活性化させるために中山間地域総合整備事業により地域の実情に応じた農業生産基盤の整備を推進するほか、併せて農村の防災機能を強化する整備を行っていく。

また、本地帯における重点作目である酪農及び肉用牛の生産振興を図るため、開発可能な山林原野について採草放牧地の造成を推進するとともに、高山市清見町に設置されている飛驒牧場の機能を充実し、採草放牧地の整備を推進する。

3 広域整備の構想

(1) 用排水改良

農業生産基盤の整備、開発に係る事業のうち、受益の範囲が広域にわたる基幹用水施設については、市町村整備計画及びその他の広域整備計画と有機的な関連を保ちながら整備し、稲作生産の合理化と畑作振興に資する。

(2) ほ場整備

ほ場整備事業は、区画の拡大、用排水路・農道の整備など農業生産基盤を総合的に整備し、農業機械の大型化、省力化による高生産性農業を推進し、水田の畑利用等土地利用の向上を図るもので、市町村整備計画及び広域計画と有機的な関連を保ちつつ、その整備を推進する。

(3) 農道整備

集団農用地を有し、広域営農団地を形成している中濃、飛驒地域の各地区の基幹農道の整備を推進し、生産から集出荷施設及び消費地を結ぶ農産物流通体系の確立を図ることにより地域農業の振興を図る。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農用地等は食料その他の農産物の生産機能だけでなく、農業生産活動を通じて国土の保全、水源の涵养、自然環境の保全、良好な景観の形成等多面的機能の発揮に寄与しており、いったん耕作可能な農地としての機能が失われると周辺農地への影響を及ぼすことはもとより、その機能の復旧には多大な投資と労力を要することから、良好な状態で維持・保全に努めるとともに、その有効利用を図らなければならない。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

都市計画法等の土地利用関係法と調整を図りながら、優良農地等として保全すべき区域を農用地区域とすることで明確にするとともに、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切かつ厳格な運用を通じ、農用地の無秩序な廃と荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に努め、限られた県土の合理的かつ計画的な利用に資する。

岐阜や西濃地域を中心とする平坦地域においては、農地中間管理事業を活用した効率的かつ安定的な経営体への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の実情に応じて集落営農等による地域農業の発展に努める。また、市民農園等の活用を通じて農地の保全を図る。

中濃、東濃及び飛騨地域を中心とする中山間地域においては、農業生産基盤の整備及び農地中間管理事業の活用により、効率的かつ安定的な経営体への農地の集積・集約化を図るとともに、集落営農組織の設立による農用地の保全管理を推進する。また、農地が点在することや急傾斜な畦畔の管理等農用地の保全に手間がかかること、鳥獣被害等により荒廃農地が多く見られるため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等の活用により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を図る。

2 農用地等の保全のための事業

農用地及び農業用施設等の保全に資するため、農用地等の土壌侵食や崩壊等を防止するための排水施設、洪水被害を防止する排水機場等の防災施設の整備などを推進する。

また、荒廃農地等利活用促進事業等により荒廃農地の解消・有効利用を図るとともに、ほ場整備事業及び中山間地域総合整備事業、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等による効率的かつ安定的な経営体への農地の集積・集約化を推進するなど、農用地保全対策を総合的、効率的に実施する。

農用地及び農業用施設の災害を防止する農地防災のうち、その受益範囲が広範にわたるものについては、市町村整備計画及び他の広域計画と有機的な関連を保ちつつ整備を推進する。

3 農用地等の保全のための活動

利用権設定及び農作業受委託により効率的かつ安定的な経営体への農地の集積・集約化を進め、優良農用地の保全と効率的な利用に努めるとともに、荒廃農地の適切な保全管理の支援、棚田保全組織の活動への支援により棚田等の持続的な保全活動を推進する。

また、農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用等に関する地域住民の意識の高揚を図り、土地利用に対する円滑な合意形成を促進するため、農業委員会、農業協同組合等が定期的な巡回等の啓発活動に取り組むとともに、行政による支援を行う。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

地域の特性を活かしつつ、需要の動向に即した生産性の高い農業の実現を図るためには、土地資源の有効利用を基本として経営規模の拡大を図ろうとする農業経営によって、農用地等が効率的かつ総合的に利用されるようにする必要がある。

このため、土地利用型農業においては、農地の大区画化・汎用化を推進し、農業集落組織である農事改良組合や人・農地プランの策定等に向けた検討会等（以下「農事改良組合等」という。）による地域の実情に応じた土地利用調整活動を進め、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等の積極的な活用により、効率的かつ安定的な経営体への利用権設定及び農作業受委託等の促進を図り、規模拡大を推進する。また、本県の水田営農において重要な位置を占める集落営農については、地域農業の担い手として位置付け、組織化・法人化の支援、農地の面的集積等による経営の効率化を推進する。

園芸、畜産を中心とする集約型農業においては、地域の特色を活かして、生産性の向上、低コスト化、環境に配慮した生産、国内外へのブランド展開など販売戦略の構築を進め、産地の維持発展を図る。

また、耕種農家と畜産農家の連携のもとに農地の有効利用を図るとともに、安定的な堆肥供給体制を確立し、環境への負荷の少ない持続性の高い農業を推進する。

このような視点に立って、農業地帯ごとに目標とすべき営農類型を示すと、次のとおりである。

なお、効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標については、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針による。

2 農業地帯別の構想

(1) 岐阜農業地帯

ア 目標とすべき営農類型

本地帯において今後発展が期待される営農類型は、自然条件、土地条件等を考えると、平坦地域における水稻・麦・大豆、岐阜市を中心とした都市的地域における園芸（野菜、花き）、水田及び長良川の河川敷を採草地として利用した酪農、肉用牛のほか、全域における果樹、養豚、養鶏等である。

イ 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進等

本地帯は総じて都市近郊農業地帯であり、恒常的な就業機会に恵まれ、兼業化の進展等が見込まれる。このため、「人・農地プラン」に基づく農地中間管理事業等による利用権の設定や農作業受委託の積極的な推進、農地中間管理事業の活用により、水稻・麦・大豆等土地利用型作物に取り組む認定農業者等への農地の集積・集約化を図るとともに、集落営農組織の育成強化を進める。

園芸及び畜産については、産地の維持拡大、ブランド化を図るとともに、認定農業者等の育成を推進する。

(2) 西濃農業地帯

ア 目標とすべき営農類型

本地帯において今後発展が期待される営農類型は、水田平場地帯におけるスケールメリットを活かした土地利用型農業、温暖な気候を生かした施設園芸（野菜、花き）、水田及び長良川、揖斐川の河川敷を採草地として利用した酪農、肉用牛のほか、中山間地域や山麓地帯における果樹、茶、養豚、養鶏等である。

イ 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進等

本地帯は、大区画ほ場整備や汎用化水田のもとで、土地利用型農業の発展が最も期待される地域である。このため、「人・農地プラン」に基づく農地中間管理事業等による利用権の設定や農作業受委託の積極的な推進、農地中間管理事業の活用により、水稻・麦・大豆・飼料作物等土地利用型作物に取り組む認定農業者等への農地の集積・集約化を図るとともに、集落営農組織の育成強化を進める。

園芸及び畜産については、大消費地に近いという立地条件を活かした生産を振興し、先進的な経営体の育成と銘柄産地づくりを推進する。

(3) 中濃農業地帯

ア 目標とすべき営農類型

本地帯において今後発展が期待される営農類型は、平坦地域においては、水稻・麦・大豆等の土地利用型農業及び施設園芸（野菜、花き）、果樹、畜産等の資本集約型農業、中山間地域においては、草地拡大等に適応できる酪農及び肉用牛、気象や地形を活かした高冷地野菜や茶が挙げられる。

イ 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進等

本地帯は、平坦地域においては中京圏のほか地元の企業等への恒常的な就業機会に恵まれていることから、兼業化の進展等が見込まれる。このため、「人・農地プラン」に基づく農地中間管理事業等による利用権の設定及び農作業受委託等の促進により、水稻・麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物に取り組む認定農業者等への農地の集積・集約化を図るとともに、集落営農組織の育成強化に努める。

また、中山間地域においては、園芸及び畜産など地域の特色を活かした農業の振興が図られているが、郡上北部の畑地帯を除いて概して規模は小さく、経営規模の拡大等農業構造の改善を図る必要がある。

このため、認定農業者等の育成を推進し、畜産については、草地基盤の拡大により土地基盤に合った畜産経営体を育成する。また、農事改良組合等の組織化や認定農業者等の育成を通じ、経営規模の拡大を進める。

(4) 東濃農業地帯

ア 目標とすべき営農類型

本地帯において今後発展が期待される営農類型は、平坦地域においては、水稻・大豆等土地利用型農業及び準高冷地的な気象と中京市場への地理的有利性を活かした夏秋トマトを中心とする野菜、中山間地域では、酪農、肉用牛、茶、花き等を中心とした経営である。

イ 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進等

本地帯は、ＪＲ中央本線や中央自動車道の利用等により都市集積が一層高まり、兼業化の進展等が見込まれる。このため、「人・農地プラン」に基づく農地中間管理事業等による利用権の設定及び農作業受委託等の促進により、認定農業者等の経営規模の拡大を図るものとする。

また、耕地利用率の向上を図るため、不作付地の解消や畑地の輪作体系の確立、水田裏作の導入等を推進する。

畜産については、草地基盤の拡大を図り、土地基盤に立脚した畜産経営体を育成することにより経営規模の拡大を積極的に推進する。

(5) 飛騨農業地帯

ア 目標とすべき営農類型

本地帯において今後発展が期待される営農類型は、夏期冷涼な気象条件等からみて、水稻・大麦・大豆等土地利用型農業のほか、夏秋トマトやほうれんそうを中心とする高冷地野菜、りんごやももを主体とする果樹、キクやトルコギキョウを中心とする花き、酪農や肉用牛を主体とする畜産である。

イ 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進等

稲作を中心とする土地利用型農業については、高山盆地等平坦部において認定農業者等及び集落営農組織の育成を図るものとする。このため、「人・農地プラン」に基づく農地中間管理事業等による利用権の設定及び農作業受委託等を促進する。

当地域の基幹作物である園芸は、新規就農者の育成・確保と認定農業者等の経営規模の拡大が着実に図られるよう配慮するものとする。

また、耕種農家と畜産農家が連携した広域的な堆肥供給体制の確立により、ほ場の地力維持・強化を図る。

畜産については、草地基盤の拡大を図り、土地基盤に立脚した畜産経営体を育成することにより経営規模の拡大を積極的に推進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 水稲

生産性の高い稲作経営を確立するため、農業生産基盤の整備に合わせ地域の担い手を中心とした生産組織等に水田の利用集積や農作業の受委託を積極的に進めるとともに、スマート農業機器等の導入や農業機械の効率利用による省力化・低コスト化稲作を推進する。

このため、大型乾燥調製施設の再編・整備及び共同育苗施設の効率的運用を図り、良質米の生産拡大と計画的な集出荷体制を推進する。

(2) 麦

計画的な土地利用のもとに集団的な麦作団地の育成を図り、地域の担い手を中心とした生産組織等による生産体制を整備し、作付面積の拡大を図る。

このため、大型乾燥調製施設の設置により良品質麦の生産拡大とバラ出荷等による集出荷体制の整備を推進する。

(3) 大豆

大豆栽培の定着を図るには、その生産性向上対策が最も重要である。このため、麦、大豆体系による土地利用率の向上、集団栽培の実施、優良品種の導入等に加えて、排水対策のための機械施設等の整備並びに良質大豆生産出荷を図るための共同利用を前提とした収穫、調製、集出荷用機械施設の整備を推進する。

(4) 野菜

首都圏、京阪神地域並びに中京圏の大消費地に岐阜県産青果物を安定して供給するため、生産施設、機械、集出荷施設等の整備と高度化を促進し生産基盤を強化するとともに、雇用労働力の確保、経営の法人化等に対応した生産体制を推進する。

(5) 果樹

高品質、低コスト、省力化生産を図るため、ポット栽培・棚栽培・雨よけ栽培・低樹高栽培技術等の普及を推進するとともに、集出荷場の集約化に努め、予保冷貯蔵・高性能選別調製機能を有する総合的な集出荷施設の整備を推進する。

(6) 花き

価格の低下傾向に対応した低コスト生産を図るため、生産規模の拡大、生産者組織等の強化、施設の共同化・高度化を推進する。

また、多様化するニーズに対応したオリジナル品目の生産、主要品目の周年供給、販売競争力を高めるための流通の情報化・施設整備、地域内流通を推進する。

(7) 茶

良質茶の効率的生産を推進するため、乗用管理機等の導入、防霜施設の整備、優良品種の導入、荒茶加工施設の再編・統合並びに自動制御製茶機械施設の導入等を推進する。

(8) 畜産

畜産物の生産拡大及び地域環境の保全、衛生的な畜産業を推進するため、生産施設や堆肥処理施設を整備するとともに、流通の改善を図るため、家畜市場・食肉センター・乳業工場等の再編・整備を推進する。

2 農業地帯別の構想

(1) 岐阜農業地帯

ア 水稲

水田の基盤条件に即した様々な土地利用形態の中で、区画整理と汎用化の進んだ水田を中心に、行政・JA・集落との連携の下、集落営農組織等の組織経営体による農地集積を進め、水稲乾田直播栽培等の低コスト栽培技術等による作業の効率化を図るとともに、機械施設や大型乾燥調製施設等の共同利用施設の再編・整備及び効率的運用を推進する。

イ 麦

水稲－小麦の作付体系を基本に、耕地利用率の向上と作業の効率化を図るため、機械施設等の整備を進め、民間流通に対応した良質麦の生産に努める。

ウ 大豆

汎用化水田を中心に行政・集落との連携による土地利用調整を図り、水稲－小麦－大豆の2年3作体系を推進するため、営農排水等の農業生産基盤及び担い手に対する機械施設及び共同乾燥調製施設等の整備を進め、良質大豆の生産に努める。

エ 野菜

いちごを中心とした施設野菜については、気象災害に強い耐候性ハウスの整備と労働力軽減や単収向上のため高設栽培等の施設化及びいちご種苗生産施設の整備を推進する。

えだまめ、だいこんなどの露地野菜については、水田等での団地化と収穫・出荷・調整を中心とした機械化を推進する。

オ 果樹

高品質、低コスト、省力化生産を図るため、かきの袋掛け・ポット栽培、なしのフェロモン剤等を利用した農薬使用量の削減、くりの低樹高栽培技術等の普及・定着を推進するとともに、集出荷施設の統合再編を促進し、高性能選果施設の整備を推進する。

カ 花き

鉢物を中心とする生産施設の規模拡大・高度化並びに集出荷施設の整備を推進する。

キ 畜産

畜産物の生産拡大及び地域環境の保全、衛生的な畜産業を推進するため、生産施設や堆肥処理施設の整備を推進する。

(2) 西濃農業地帯

ア 水稲

大区画ほ場整備と汎用化の進んだ優良水田の大規模営農組織等への利用集積を図り、水稲－小麦－大豆の2年3作体系による低コスト・省力化生産を進めるため、必要な機械施設の整備や大型乾燥調製施設等の再編・整備を進める。

イ 麦

水稲－小麦－大豆体系を基本に、耕地利用率の向上と作業の効率化を図るため、機械施設並びに共同利用施設の整備を進め、民間流通に対応した良質麦の生産に努める。

ウ 大豆

汎用化水田を中心に行政・集落との連携による土地利用調整を図り、水稲－小麦－大豆の2年3作体系を推進するため、営農排水等の農業生産基盤及び共同乾燥調製施設等の整備を進め、良質大豆の生産に努める。

エ 野菜

冬春トマト、いちごを中心とした施設野菜については、気象災害に強い耐候性ハウスの施設整備を推進するとともに、労働力軽減や単収向上のための高設栽培等の施設化を推進する。また、加工業務用野菜の需要拡大に対応した生産面積の拡大を推進する。

オ 果樹

果樹の基本技術である間伐、摘蕾・摘果、かん水等の励行による、高品質、大玉生産を推進するとともに、特にみかんでは産地の特色を活かした販売を推進する。

また、集出荷施設の統合・再編を促進し、高性能選果施設の整備を推進する。

カ 花き

鉢物及び切花の生産施設の規模拡大・高度化を推進する。

キ 茶

茶園の整備を推進し、低コスト、省力化生産を図るため管理用機械の導入及び荒茶加工施設の統合・再編を図る。

ク 畜産

畜産物の生産拡大及び地域環境の保全、衛生的な畜産業を構築するため、生産施設や堆肥処理施設の整備を推進する。

また、耕畜連携を推進し、飼料作物コントラクターによる飼料用稲の生産や稲わらの有効活用に努める。

(3) 中濃農業地帯

ア 水稲

水田の基盤条件に即した品種・作型を組み合わせながら、区画整理と汎用化の進んだ水田を中心に、大規模経営体による農地集積を進め、水稲－大豆体系の中で、耕地利用率の向上と作業の効率化、低コスト化、品質向上を図るための機械施設、共同利用施設等の再編・整備及び効率的運用を推進する。

イ 麦

汎用化水田を中心に大規模経営体による農地集積を進め、水稲－小麦体系の中で作業の効率化、低コスト化を図るとともに、中山間地域の排水不良田等においては、助成制度を活用しながら大麦等の定着を図るなど地域の土壌・気象条件に適した麦作りを推進する。

また、機械施設の整備を進め、担い手農業者の経営安定と産地における定着化を推進する。

ウ 大豆

一部の汎用化水田を中心に水稲－大豆体系を推進するほか、営農排水等の農業生産基盤及び共同利用施設の整備を推進し、地域内流通を含めた良質大豆の生産に努める。

エ 野菜

いちごを中心とした施設野菜については、労働力軽減や単収向上のための高設化、水耕栽培を推進する。

夏だいこんやさといもなどの露地野菜については、収穫・出荷・調製を中心とした機械化及び集出荷施設の再編・整備等を推進する。

オ 果樹

高品質、低コスト、省力化生産を図るため、かきの袋掛け・ポット栽培、なしのフェロモン剤等を利用した農薬使用量の削減等を推進する。特に中山間地域の重要作物である、くりの低樹高栽培技術等の普及・定着を図る。

また、品質向上等を図るための機械施設等の整備を推進する。

カ 花き

平坦地から高冷地に至る多様な気候を活用し、雨よけ・温室等の施設の整備を推進する。

キ 茶

茶園の整備を推進し、低コスト、省力化生産を図るため管理用機械の導入及び荒茶加工施設の統合・再編を図る。

ク 畜産

畜産物の生産拡大及び地域環境の保全、衛生的な畜産業を推進するため、生産施設や堆肥処理施設の整備を推進する。

また、土地基盤に立脚した畜産経営体を育成するため、牧草地の整備を推進する。

(4) 東濃農業地帯

ア 水稻

コシヒカリを中心に、行政・集落との連携の下、水稻－大豆栽培体系の集団化を進めるための担い手に対する機械施設並びに共同利用施設の再編・整備及び効率的運用を推進する。

イ 麦

麦作が可能な排水良好な優良水田において、機械施設の整備支援や各種助成制度を活用しながら気象等の諸条件に適した品種・栽培法の普及・定着を図る。

ウ 大豆

一部の汎用化水田を中心に水稻－大豆体系の集団化を推進するほか、営農排水等の農業生産基盤及び共同乾燥調製施設等の整備を推進し、地域内流通を含めた良質大豆の生産に努める。

エ 野菜

夏秋トマトを中心とした施設野菜については、気象災害に強い耐候性ハウスの施設の整備を推進するとともに、集出荷施設の集約化と予保冷等を含めた高性能選果機能を備えた集出荷施設の整備を推進する。

オ 果樹

果樹の基本技術の励行による高品質、大玉生産、フェロモン剤等を利用した農薬使用量の削減と、くりの低樹高栽培を推進するとともに、産地の特色を活かした販売体制を構築する。

また、樹園地の開発整備を進める。

カ 花き

冷涼な気候を活かして鉢物を中心に生産施設の整備・拡大を推進する。

キ 茶

茶園の整備を推進し、低コスト、省力化生産を図るため管理用機械の導入及び荒茶加工施設の統合・再編を図る。

ク 畜産

地域環境の保全及び衛生的な畜産業を推進するため、良質堆肥の生産利用施設を整備する。

また、土地基盤に立脚した畜産経営体を育成するため、牧草地の飼養管理施設の整備を推進する。

(5) 飛騨農業地帯

ア 水稻

水田の基盤条件、土壌条件、標高による気象条件等に応じたコシヒカリ等のうるち米、もち米、酒米の効率的な品種の組み合わせにより、ニーズに対応した米づくりを推進するための機械施設の整備を推進する。

イ 麦

汎用化の進んだ水田を中心に、大規模経営体による農地集積を進め、大麦等の定着を図るため、機械や共同利用施設等の整備を推進する。

ウ 大豆

一部の汎用化水田を中心に大豆の集団化を推進するほか、営農排水等の農業生産基盤や共同乾燥調製施設等の整備を進め、地域内流通を含めた良質大豆の生産に努める。

エ 野菜

夏秋トマトやほうれんそうを中心とした高冷地野菜については、気象災害に強い耐候性ハウスの導入、品質向上及び省力化を図るための機械施設等並びに集出荷施設の集約化を前提とした総合的な集出荷施設の整備を推進する。

オ 果樹

ももやりんごを中心とした果樹について、農薬使用の削減に向けた黄色ナトリウムランプ、生産性向上に向けた機械施設の整備を推進する。

また、ももの若木の凍害や胴枯れ障害対策として「ひだ国府紅しだれ」台木への改植を推進する。

カ 花き

キクやトルコギキョウを中心とした花きについて、生産性向上、品質向上に向けた機械施設の整備を推進する。

キ 茶

茶園の整備を推進し、低コスト、省力化生産を図るため管理用機械の導入及び荒茶加工施設の統合・再編を図る。

ク 畜産

土地基盤に立脚した畜産経営体を育成するための牧草地・家畜飼養管理施設・良質堆肥の生産利用施設等の整備を推進する。

また、衛生的な家畜及び畜産物の処理流通施設等の整備により、安全・安心な畜産物の供給体制の確立を図る。

3 広域整備の構想

(1) 大型乾燥調製施設

地域に適した品種・作型に基づく作付計画、収穫乾燥調製計画を効率良く進め、地域の望ましい米生産計画、麦大豆生産計画を進めるため、カントリーエレベーター等の大規模乾燥調製施設の再編・整備を広域的に推進する。

(2) 育苗施設

地域に適した品種・作型による米生産を推進し、水稻育苗施設の効率的運用を図る。

(3) 共同集出荷施設

流通の大型化、情報化、高速化に対応した計画的出荷を推進し、集出荷施設の機能向上等により集荷体制の整備を推進するとともに、高品質・安定出荷を図るため、既存施設の整理統合を行い、一元集荷多元販売体制の強化を図る。

(4) 卸売市場の整備

生鮮食料品等の流通の合理化を図るため、認定地方卸売市場の整備を推進する。

(5) 花き広域流通センター

花きの消費・流通量の増加、価格低下と多様化、予約相対取引の拡大に対応して、流通機能の向上及び情報化のため、県のほぼ全域を対象とする広域流通センターの整備を更に推進する。

(6) 乳業工場

乳業の合理化及び経営体質の強化を図るとともに、安心・安全な県内産牛乳を供給するため、乳業工場の整理・統合等を推進する。

(7) 家畜市場

家畜流通の近代化を図るため、家畜市場の整備を推進する。

(8) 食肉センター

食肉流通の合理化を図り、近代的かつ衛生的な食肉センターの整備を推進する。

(9) 食鳥処理加工施設

消費者ニーズに対応した衛生的な鶏肉流通体制の構築のため、食鳥処理施設の整備を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業を担うべき者の安定的な育成・確保を図るため、就農希望者の技術習得のための研修制度の整備を進める。今後は一層、新規就農者の育成拠点である農業大学校、国際園芸アカデミー等における実践的教育の充実や多様化する新規就農希望者への支援を強化し、農地情報の提供や技術研修の実施等、新規就農希望者が円滑に就農できる環境を整備する。

一方、生産技術だけでなく生産物の流通、加工、販売など農業の6次産業化を含めた総合的な知識・技術を有する人材が求められており、これらを総合的に学べる教育機関としての機能を強化する。

また、新規就農希望者や定年退職者等への就農を促進するための研修施設等の整備を推進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

県下各農業地帯に環境に配慮した研修施設などの整備を進め、高度かつ先進的な研修機能を充実させるとともに、農業の担い手育成機関として広く県民に情報発信を行う。

なお、新規就農者及びその家族のための住宅施設、福祉及び医療施設については、農用地利用計画との整合に配慮しつつ整備を推進する。

また、都市住民等農業者以外の人が農業を始めるきっかけ作りの場として、市民農園の開設を推進する。

さらに、児童生徒を対象とした農業に関する教育の一環として、県内各地の小学校への体験農場の設置を推進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

ぎふアグリチャレンジ支援センター、農業大学校、農林事務所、市町村、JA等関係機関との連携により、新規就農者（新規学卒、Uターン、新規参入）・定年帰農者を育成するとともに、企業等の農業参入を支援する。

就農を希望する都市住民等に対しては、就農に関する情報提供や就農相談を行うとともに、多様なニーズに対応した研修機会を提供する。また、農業生産基盤を持たない者に対しては、農地・施設の確保、融資、住宅情報の提供などを一体的かつ円滑に進めるシステムを構築する。

また、新規就農希望者に対して、農業現場での就農体験など多様なニーズに対応した研修機会を提供するとともに、児童生徒とその家族等に対して、農家に宿泊しながら農業・農山村生活体験を行う機会を提供する。あわせて、農業者団体等による農作業体験や農産物販売体験などの食農教育の支援を推進する。

さらに、担い手がいない地域や荒廃農地が多くみられる地域等に対して、企業等の参入を促す等、多様な担い手の育成を図る。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村地域は、農林業及び伝統的技術と地元資源を利用したいわゆる地場産業を核として発展してきた。しかし、これらの地場産業は、中小零細な企業が大半であり、産業の国際化、技術革新や消費者ニーズの多様化への対応の遅れや消費需要の伸び悩みなどにより、生産活動は停滞の傾向にある。また、農業従事者の就業は不安定であり、また、若者を中心に就業に伴う都市への流出が生じている。

今後、農村地域においては、引き続き優良農地を確保・保全し、農業振興を図るとともに、農業従事者の不安定な就業状態を解消し、安定的な就業の促進を図ることによって、農村地域への若者の定着、Uターン、Iターン、Jターンによる人口の増加を促すとともに、定住人口の増加を図る。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農業従事者の安定的な就業の促進の目標を達成するために農村地域における就業機会の確保を次により図るものとする。

(1) 就業機会の確保のための措置

農業法人や農林水産物を高度利用する食品産業、農村の自然景観等を活用する観光農林漁業、地域特産物を加工利用する地場産業を育成するとともに、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく農村地域への優良企業の計画的な導入等を活用し、就業機会を確保する。

なお、こうした施設の整備に当たっては、優良農用地及び自然環境の保全に配慮し、農用地利用計画との整合を図るものとする。

(2) 就業機会の確保のための推進活動等の強化

農業従事者の就業意向等の把握、雇用情報や職業紹介等の充実、職業訓練等の実施、就業相談活動の強化等の就業機会確保のための推進活動等の強化を図るものとする。

なお、就業機会確保の推進活動と相まって、農業経営の拡大等農業構造の改善のための活動等も推進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、県土の保全や水源かん養、自然景観の保全など多くの公益的機能を有しており、それらは地域住民によって守られている。しかし、農村地域では高齢化が進み、担い手のぜい弱化が見られるほか、兼業化、混住化の進行は、農村が有する生産と生活を中心とした伝統的な地域連帯感が希薄化したことにより、健全な農村の運営や資源の維持管理に支障を来しつつある。

このため、専業農家、兼業農家、非農家間の連帯感を醸成しながら、農業経営の規模拡大、農業構造の改善を図り、豊かで潤いのある農村づくりを目指すため、農業・農村の活性化に資する地域間交流拠点施設、集落内の道路や排水路、防災安全施設等農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設を整備するとともに、既存施設の維持・管理を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

生活環境施設の整備に当たっては、地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保に資するものとなるよう配慮する。

なお、施設の整備計画を作成するに当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合を図るとともに、地域社会づくりへの広範な住民参加及び参加意識の醸成にも資するよう努めるほか、次により施設の適正かつ効率的な整備を推進する。

- (1) 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとする。なお、施設の規模は、利用見込人口等を考慮して適正に設定するものとし、また、施設の配置に当たっては、適正な利用圏を設定するとともに、農道一般道路等との関連にも配慮する。
- (2) 整備する施設は、農村地域固有の文化や伝統、豊かな環境を十分活かしたものとするとともに、類似施設との機能分担を明確にし、併せて、地域資源を極力活用するなど、画一性を避けた地域特性を活かしたものとする。
- (3) 整備する施設は、その受益者が主として農業従事者である者を対象とすることとされているが、併せて農業従事者以外の地域居住者に係る良好な生活環境の確保についても配慮するとともに、施設の利用に当たっては、指定管理者制度の導入等利用者の自主的な活動により、施設の維持、運営が適正に行われるよう努めるものとする。
- (4) 中山間地域においては、生活環境整備の面で概して立遅れがみられるので、特に計画的な整備を推進する。